



# マ

ンションなどの耐震強度偽装事件について東京地裁は昨年一月二十六日、姉齒秀次元一級建築士に懲役五年と罰金一八〇万円の実刑判決をした。「最大の責任は専門的技能を悪用した被告にある」と、民間確認機関や行政の責任は問わなかった。

国土交通省による緊急調査委員会が「機能不全」と指摘した建築確認・検査制度についても、同省は構造計算の二重検査や構造設計と設備設計の専門一級建築士の新設などでお茶を濁した。最近の抽出調査でもマンションの七割に強度不足が見つかっているにもかかわらず、事件を生んだ土壌にはメスが入れられないままの弊引きだ。

これでは何の解決にもならない、と長年にわたって欠陥住宅などの建築紛争に関わってきた建築家、弁護士、学者、市民運動家らのグループが偽装根絶のための提言を緊急出版した。

提言は「建築家の職能を確立する」と「建築確認」を「建築許可」に改める「二点」で、論文や座談会などで提言に至る背景や内容を詳説している。利益をふやすための規制逃れのままのまなまな手口と、多くの業界団体が角突き合わず建築士界の内幕の解説が特に興味深い。

「一口に建築士といっても、デザインなど建物の概要を設計す

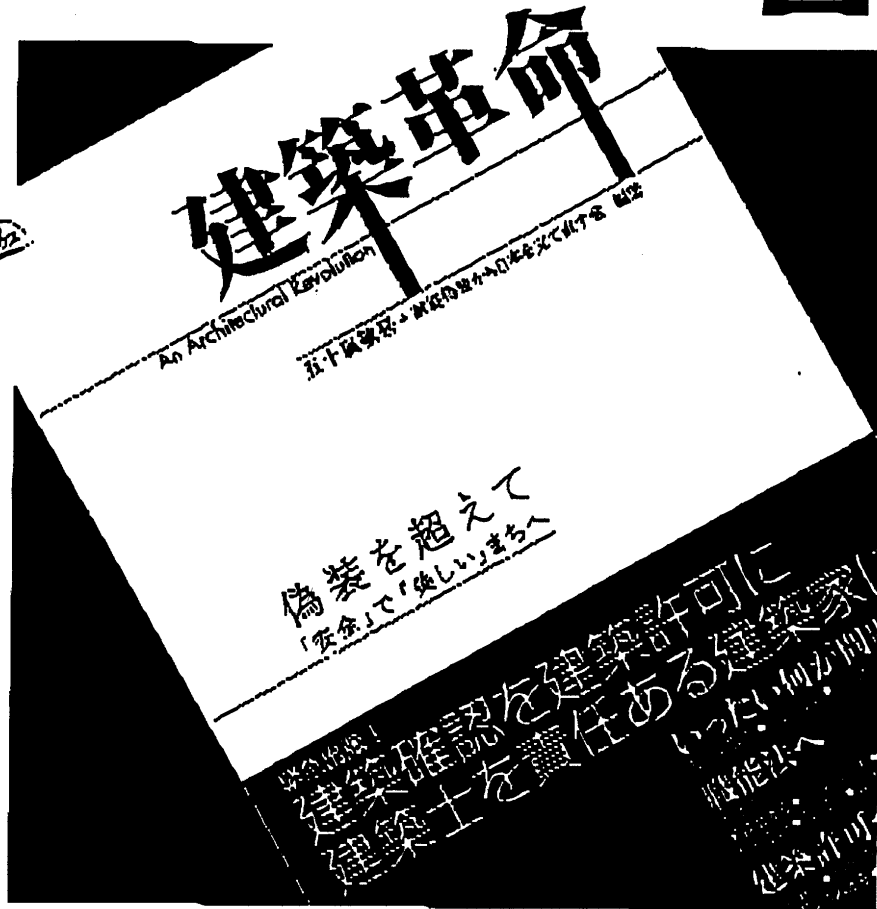
る意匠設計士、耐震などの構造設計士、空調などの設備設計士と分かれ、最終的に意匠建築士が全体をまとめる。欧米ではそれぞれの職能と責任が確立され、意匠はアーキテクト、構造や設備はエンジニアと呼び名も違う。日本は適切な外語訳がない「建

築士」で一括りにし、責任体制もはつきりしない。建築家の職能を確立し、意匠建築士を街並みも含む全設計の統括者として資格付けて責任も負わせよ、というのが第一の趣旨である。資格付けだけで職能が高まるわけではないが、統

括建築士は対策に入らなかった。職能が確立されている欧米では設計と施工は明確に分離されているが、日本は建設会社の社員である建築士が設計・監理をするのが一般だ。社員だと会社の指示に反して職能を発揮することはできないと設計施工一貫

方式にも異議を唱えている。第二点の建築許可制も欧米では常識だ。建築物をつくると地域の環境に必ず影響が出るので、建築は原則禁止、必要なものだけきびしい条件付きで許可する。事故が発生した場合は許可した側の責任で補償する。

# きんよろぶんか 読書



## 『建築革命 偽装を超えて「安全」で「美しい」まちへ』

五十嵐敬喜+「耐震偽装から日本を立て直す会」=編著  
建築ジャーナル 2000円(税別)  
ISBN978-4-86035-056-7

# 職能の確立と許可制で 偽装建築の根絶目指す

黒川宣之

くろかわ のぶゆき/ジャーナリスト

委員

北原みのり  
両宮処 横内謙介  
本橋哲也

しかし、建築が原則自由の日本では基準に適合しているかどうかの「確認」が行なわれるだけ。その基準も経済効率の障害にならないよう次々と緩和され、あつてなき状況になっている。欧米並みの制度にすべきだというのが提言の趣旨で、許可するかどうかは地域の状況に応じた独自の基準をもとに自治体が判断する。その基準は住民参加による町づくりのマスタープランであり、それを具体化した詳細な地区計画である。自治体の裁量が増えるので、事故が起きた場合の責任は自治体が負う。許可に当たっては建築情報を全公開して住民の意見を聞く。「自治体が責任を負えるのか」「許可制だと建築が進まなくなる」といった疑問については、保険による補償などで一応の答えが用意されている。しかし、安全より経済効率が優先される土壌のもとで提言が実を結ぶ見通しは暗い。建築物の多くが違わず腐爛になる、とする執筆者の危機感が共有できるのは偽装の犠牲者だけなのだろうか。

